

郡山市第50回福島県私学振興大会開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私学教育の振興充実のため、第50回福島県私学振興大会（以下「事業」という。）を開催する福島県私学団体総連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第2条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業のために使用する会場、駐車場その他の施設の使用に要する経費とし、補助金の額は補助対象経費の3分の1以内で20万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 連合会は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、大会要項その他の事業の内容が確認できる書類とする。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第6条 連合会は、事業が完了したときは、当該完了の日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により速やかに市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 領収証その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により連合会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、規則第16条の2第2項の規定により補助金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条第2号の規定については、同日後もなおその効力を有する。